

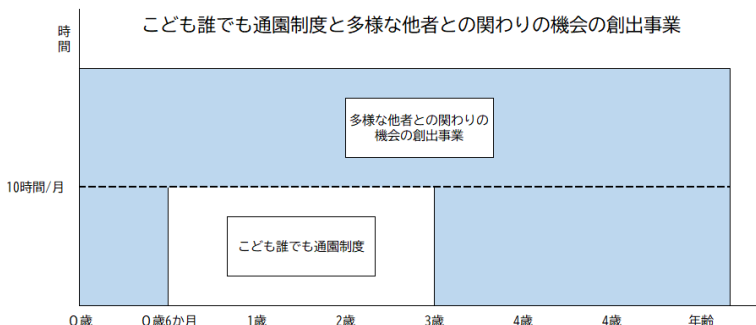
多様な他者との関わりの機会の創出事業利用料助成申請書提出のお知らせ

1 はじめに

令和8年4月から全国で乳児等通園支援事業(以下「こども誰でも通園制度」という)がはじまりました。

板橋区では、こども誰でも通園制度の上乗せ事業として実施する多様な他者との関わりの機会の創出事業の利用料の一部を一定の要件を満たす方を対象に助成します。

※こども誰でも通園制度の利用料については、区民の方は無償となります。



① こども誰でも通園制度

0歳6か月～満3歳未満のこどもを対象に月10時間まで利用可能。(左の図白色部分)

② 多様な他者との関わりの機会の創出事業

こども誰でも通園制度が対象とする年齢や利用時間の上限(10時間)を超えた利用。(左の図水色部分)

2 助成の対象者と金額

板橋区内の施設が実施する「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を利用するお子様の保護者のうち、**板橋区に住所を有する方**で、下表に掲げる方。

※板橋区外の施設が実施する「多様な他者との関わりの機会の創出事業」の利用料は補助対象外です。

助成対象者	助成額※児童1人あたり
生活保護世帯	(日額)3,300円
区市町村民税非課税世帯	(日額)2,600円
区市町村民税所得割課税額 77,100円以下世帯	(日額)2,300円
要支援児童等のある世帯	実費負担額
区市町村民税課税世帯	(月額)48,000円

(1)生活保護世帯について

本事業を利用した月の1日現在、生活保護等を受給している場合に当該月の利用料が助成の対象となります。

(2)要保護児童等のある世帯について

要保護児童等とは、児童福祉法第6条の3で規定する「要保護児童」及び「要支援児童」並びに「児童相談所等の関係機関が連携して支援していく必要がある児童」のいる世帯です。

(3)限度額について

助成金は、保護者の方がお支払いした本事業の利用料の金額が上限となります(こども誰でも通園制度の利用料を除きます)。

3 助成金の申請方法

- 申請書提出 申請書を御利用の幼稚園に提出してください。
- 利用料金の確認 区が幼稚園に利用実績及び利用料金を確認します。
- 交付決定通知書の交付 審査後、交付決定通知書を発行します。

4 添付書類

【生活保護を受給している方】生活保護受給証明書

5 助成金の交付時期

- 4～8月分 10月中旬
- 9～3月分 5月中旬

- 最新情報・申請書のダウンロードはコチラから
- 板橋区ホームページの「ページ番号検索」で「1053762」を検索



【申請・問合せ先】

板橋区教育委員会事務局学務課幼稚園係
173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区役所北館6階14番窓口
電話 3579-2613